

高知県認知症介護指導者養成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県認知症介護指導者養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象者）

第2条 県は、認知症高齢者の介護に関する指導者を養成するため、高知県認知症介護実践者等養成事業実施要綱に定める認知症介護指導者フォローアップ研修（以下「研修」という。）を県が適当と認めた者が受講する場合、次の各号に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、研修参加（以下「補助事業」という。）に必要な経費を予算の範囲内で補助するものとする。

- （1）県が適当であると認めた者が所属する市町村、一部事務組合、社会福祉法人、医療法人等
- （2）県が適当であると認めた者で、特定の団体等に所属していないもの

（補助対象経費、補助率等）

第3条 補助事業における補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出し知事の承認を受けること。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- （3）補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助金及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- （5）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （6）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(7) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 知事は、第 4 条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の実績報告)

第 7 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第 3 号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から 20 日以内（第 5 条第 2 号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 20 日以内）又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 5 条第 6 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 5 条第 6 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 4 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(状況報告及び調査)

第 8 条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第 9 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当したとき。

(3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき。

(グリーン購入)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 19 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 4 号、第 7 条第 3 項、第 8 条、第 9 条及び第 11 条の

規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 8 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和元年 7 月 29 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象経費	補助基準額	補 助 率
研修場所までの往復交通費	1 往復当たり 82,000 円 1 往復を限度とする。	10 分の 10 ただし、補助基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）を補助する。
研修に要する宿泊料	1 泊当たり 2,000 円 6 泊を限度とする。	

別表第2（第5条、第6条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。